

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和6年度税制改正では、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等が行われました。また、資本蓄積の推進や生産性の向上により、供給力を強化するため、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制が創設され、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置が講じられました。加えて、グローバル化を踏まえてプラットフォーム課税の導入等が行われるとともに、地域経済や中堅・中小企業の活性化等の観点から、事業承継税制の特例措置に係る計画提出期限の延長や外形標準課税の適用対象法人の見直し等が行われました（令和6年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和6年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の特例承継計画提出期限延長等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

[法人課税]

1. 中小企業向け賃上げ促進税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 中小企業向け賃上げ促進税制については、適用期限が令和6年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業向けの措置について、教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置は教育訓練費の増加割合が5%以上等である場合に適用できることとし、「くるみん」や「えるぼし」（2段階目）以上の認定を受けた場合に税額控除率5%を加算する措置を加え、5年間の繰越控除制度が設けられた上で、適用期限が3年延長されました。

2. 交際費課税

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 交際費課税の特例措置については、適用期限が令和6年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準が1人当たり5,000円以下から1万円以下に引き上げられました。また、中小法人の特例措置に係る適用期限が3年間延長されました。

3. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業の少額減価償却資産の特例について適用期限が2年間延長されました。

荒川税務署からのお知らせ

I 令和6年度の税制改正により、源泉所得税関係について主に次のような改正が行われました。

1 NISA(非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)について、次の措置のほか、所要の措置が講じられました。

次の措置に係る改正は、令和6年4月1日以後に提出を受ける届出書等について適用されます。

- (1) 金融商品取引業者等の営業所の長は、廃止通知書の交付に代えて、電磁的方法によりその廃止通知書に記載すべき事項を提供できることとされました。
- (2) 非課税口座を開設し、又は開設していた居住者等は、廃止通知書の提出又は非課税口座開設届出書への添付に代えて、電磁的方法によるその廃止通知書に記載すべき事項の提供及びその事項を記載した非課税口座開設届出書の提出等ができることとされました。

2 支払調書及び源泉徴収制度の対象となる報酬・料金等(診療報酬)の範囲に、社会保険診療報酬支払基金から支給される流行初期医療の確保に要する費用が加えられました。この改正は、令和6年4月1日以後に支払を受けるべき社債の利子について適用されます。

II 令和5年度の税制改正により、令和6年以後適用されるもの

1 令和6年10月1日以後に提出する「給与所得者の保険料控除申告書」について、次に掲げる事項(申告者との続柄)の記載を要しないこととされました。

- (1) 社会保険料について、社会保険料のうち自己と生計を一にする配偶者その他の親族が負担すべきものがある場合におけるこれらの者の申告者との続柄
- (2) 新生命保険料及び旧生命保険料について、保険金、年金、共済金、確定給付企業年金、退職年金又は退職一時金の受取人の申告者との続柄
- (3) 介護医療保険料について、保険金、年金又は共済金の受取人の申告者との続柄
- (4) 新個人年金保険料及び旧個人年金保険料について、年金の受取人の申告者との続柄

2 「給与所得者の扶養控除等申告書」について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることができることとされました。

この改正は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について提出する「給与所得者の扶養控除等申告書」について適用されます。

なお、令和6年6月上旬頃にこの改正後の「給与所得者の扶養控除等申告書」の取扱いについて説明した「簡易な給与所得者の扶養控除等申告書等に関するFAQ(源泉所得税関係)」を国税庁ホームページへ掲載する予定です。

(注) 「従たる給与についての扶養控除等申告書」についても、同様の改正が行われました。

Ⅲ 令和6年分の所得税について、定額による所得税額の特別控除(定額減税)が実施されます。定額減税の詳細については、国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」をご覧ください。

定額減税特設サイト

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>



定額減税特設サイト

Ⅳ 年末調整の電子化及びキャッシュレス納付のご案内

(1) 年末調整の電子化

年末調整手続を電子化することにより、各種控除額の検算や控除証明書等のチェックが削減されるなど、年末調整手続が簡便化できます。

詳しくは、国税庁ホームページ「年末調整手続の電子化に向けた取組について」をご覧ください。



(2) キャッシュレス納付

源泉所得税の納付は、①金融機関や税務署等の窓口へ赴く必要がなく、②自宅や事務所などからの納付手続が可能な非対面の「キャッシュレス納付」が便利です。

詳しくは、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」をご覧ください。



◎ 国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/>) では、源泉徴収に関する情報やタックスアンサー(よくある税の質問)を提供しています。源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、是非ご活用ください。

<p>廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和6年3月末日となっている適用期限を延長する。</p>	
--	--

4. 中小企業等の設備投資支援措置

法人会提言	改正の概要
<p>・「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和6年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。</p>	<p>・カーボンニュートラルに向けた投資促進税制について、中小企業者が適用を受けた場合の税額控除率が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。</p>

[事業承継税制]

1. 相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
<p>・特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。特例承継計画の提出期限等の延長を求める。</p>	<p>・法人版事業承継税制の特例措置について、特例承継計画の提出期限が2年間延長されました。</p>

[その他]

1. 森林環境税

法人会提言	改正の概要
<p>・令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分（令和5年度は500億円）されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。</p>	<p>・森林環境譲与税に係る譲与基準について、「私有林人工林面積」の譲与割合を5.5割（改正前：5割）、「人口」の譲与割合を2.5割（改正前：3割）とする見直しが行われました。</p>

お問い合わせ先	公益社団法人 荒川法人会 事務局 担当者：吾妻良夫 ☎03-3893-9836
---------	--